

低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第14条第3項第1号の規定に基づき、低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度は、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が2億円を超える工事（以下「対象工事」という。）に係る入札に適用するものとする。

(低入札価格調査制度適用工事における入札公告の記載事項)

第3条 契約担当者は、対象工事を入札に付そうとするときは、実施要領第5条に規定するもののほか、当該入札に低入札価格調査制度を適用する旨を公告しなければならない。

(調査基準価格等の設定)

第4条 契約担当者は、対象工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、調査基準価格および失格基準価格を設けるものとする。

2 失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者に係る入札は、無効とする。

(調査基準価格)

第4条の2 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準に契約担当者が設定した額とする。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

- (1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

(失格基準価格)

第4条の3 失格基準価格は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の75を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の70を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(落札者の決定)

第5条 対象工事の入札に係る落札者の決定は、実施要領第14条第1項の規定にかかわらず、次条から第12条までに規定するところによる。

(落札決定の保留)

第6条 入札執行者は、開札を行った場合において、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者があるときは、落札の決定を保留しなければならない。ただし、総合評価落札方式を適用する工事であって総合評価落札方式の評価点を入札価格で除した数値の最も高い者が調査基準価格以上の価格をもって申込みをした場合はこの限りではない。

(調査の実施および提出書類)

第7条 入札執行者は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者のうち最低の価格で入札をした者（総合評価落札方式を適用する工事にあつては総合評価落札方式の評価点を入札価格で除した数値の最も高い者）（以下「最低価格入札者」という。）が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について調査（以下「低入札価格調査」という。）を行わなければならない。

- (1) 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量およびそれらの調達等に関する事項ならびにそれらの適否
- (2) 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができると主張する場合におけるその適否
- (3) 当該入札者の経営状態
- (4) その他入札執行者が必要と認める事項

2 入札執行者は、低入札価格調査を行おうとするときは、最低価格入札者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 低入札価格調査表（様式第1号）
- (2) 積算内訳書（様式第2号）
- (3) 手持工事の状況（対象工事付近）（様式第3号）
- (4) 手持工事の状況（対象工事関連）（様式第3号の2）
- (5) 下請予定業者等一覧表（様式第4号）
- (6) 手持資材の状況（様式第5号）
- (7) 資材購入予定先一覧（様式第6号）
- (8) 手持機械の状況（様式第7号）
- (9) 機械リース元一覧（様式第8号）
- (10) 労務者の確保計画（様式第9号）
- (11) 工種別労務者配置計画（様式第10号）
- (12) 建設副産物等の搬出地（様式第11号）
- (13) 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第12号）
- (14) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第13号）

- (15) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第13号の2）
- (16) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第13号の3）
- (17) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第14号）
- (18) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第14号の2）
- (19) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式第14号の3）
- (20) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式第14号の4）
- (21) 施工体制台帳（様式第15号）
- (22) 施工体系図（様式第16号）
- (23) その他必要な調査事項に関する書類

3 最低価格入札者が福井県建設工事総合評価落札方式（施工体制確認型）実施要領第7条の規定により前項各号に掲げる書類を既に提出している場合には、当該提出済みの書類は、同項各号に掲げる書類とみなす。

4 低入札価格調査は、別表に定める失格判断基準に基づき行うものとし、当該基準のいずれかに該当する場合は、失格とする。

5 入札執行者は、最低価格入札者が制限付き一般競争入札実施要領第12条第1項に規定により提出した工事費内訳書により、別表ウの項(1)①から⑤までのいずれかに該当することが確認できる場合には、第2項の規定による書類の提出を求めることなく、当該最低価格入札者を失格とすることができる。

（入札参加資格委員会への意見聴取）

第8条 入札執行者は、低入札価格調査を行ったときは、当該低入札価格調査の結果および意見を記載した書面を契約担当者に提出するものとする。

2 契約担当者は、前条の入札価格調査の結果および意見を記載した書面により、入札参加資格委員会に意見を求めなければならない。

（入札参加資格委員会の審査および意見の表示）

第9条 入札参加資格委員会は、前条の規定により契約担当者から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によって意見を述べるものとする。

（入札参加資格委員会の意見に基づく落札者の決定）

第10条 前条の規定による入札参加資格委員会の意見が最低価格入札者を落札者とする 것을 適當とするものであるときは、契約担当者は、その旨を入札執行者に通知するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による通知を受けたときは、最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

（最低価格入札者を失格とする場合の再度の調査）

第11条 第9条の規定による入札参加資格委員会の意見が最低価格入札者を失格とする 것을 適當とするものであるときは、契約担当者は、その旨を入札執行者に通知するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による通知を受けたときは、失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」と

いう。)について、低入札価格調査を行わなければならない。ただし、次順位者の入札した価格が調査基準価格以上であるときは、低入札価格調査を行わず、当該次順位者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、前条第2項または前項ただし書きの規定により落札者が決定するまで、第7条から第9条までの規定の例により、低入札価格調査を行うものとする。この場合において、第7条第1項および第2項ならびに第1項および前項中「最低価格入札者」とあるのは、「次順位者」とする。

(落札決定の通知)

第12条 入札執行者は、第10条第2項または前条第2項ただし書きの規定により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知するものとする。

2 入札執行者は、第2項ただし書きの規定により次順位者を落札者と決定したときは、低入札価格調査を行った者のうち落札者以外の者に対して、落札者としないう旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、契約当事者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項、別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月10日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成27年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。

別表（第7条関係）

失格判断基準

要領による項目	細目	内容	
ア 低入札価格調査に協力しないとき	事情聴取に応じない場合	①	事情聴取等に応じない場合（事情聴取実施日時に遅れた場合（ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。）を含む。）
		②	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
		③	事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
	適正な工事費内訳書が提出されない場合	①	入札時に提出された工事費内訳書と異なる内容の工事費内訳書が提出された場合
イ 設計仕様等に適合しない場合	設計仕様書等の品質等を満足しない場合	①	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。
		②	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合

ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1) 品質確保および安全確保について、支障がある場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合	
		②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合	
		③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合	
		④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合	
		⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合	
	(2) 法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合	
		②	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合	
		③	下請予定業者等からの聴き取り等により、下請見積書の記載価格が、いわゆる「指し値」である場合、値引きがある場合等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合	
	エ 建設副産物の処理が適正でない場合	入札参加資格委員会が建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合		
	オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1) 法令違反がある場合	①	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合
(2) 契約上の基本事項違反等がある場合		①	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合	
		②	共同企業体による施工の場合において、下請予定業者が当該共同企業体の構成員である場合	
(3) 上記(1)および(2)のほか、入札参加資格委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合				